学生身上書の作成・住民票関連書類の提出について

羽島学生課・岐阜学生課

1.学生身上書の作成について

「学生身上書」は、本学が相談及び指導の際、あなたの基礎資料として使用するものです。原則、他の目的での使用はしません。ただし、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合は、第三者に開示することがあります。

入学後は、各キャンパス学生課で厳重に管理します。在学中に「学生身上書」の内容に変更が生じた場合は、速やかにUniversalPassportの学籍情報変更申請から変更手続きを行ってください。

次の内容に目を通し、「インターネット出願・入学手続き」システム上で「学生身上書」を作成・印刷のうえ入学生オリエンテーションに持参してください。

・あなた自身の情報を正確に記すこと。
・『学籍番号』は、新入生オリエンテーション内で入力するため、未入力で構いません。
・『本人住所等欄』は、あなたの入学後の居住地を記すこと。未定の場合は、新入生オリエンテーション内で入力するため、未入力で構いません。
・『保証人等』、『緊急連絡先』は必ず記すこと。
・『家族欄』には、あなたと生計を一にしている者を、同居・別居を問わず全員記すこと。記入忘れが多いので注意すること。仕事の都合等で別居している場合、就学又は病気療養のため一時的に別居している場合は、その旨備考欄に記すこと。なお、別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記さないこと。

2.住民票関連書類の提出について

「住民票記載事項証明書」又は「住民票」を、令和9年1月1日～新入生オリエンテーション前日までの間に発行して、新入生オリエンテーションに持参のうえ、提出してください。

以下の内容を確認のうえ、「住民票記載事項証明書」又は「住民票」のいずれか1部を用意してください。なお、国籍が日本以外の方は、必ず「住民票」を用意してください。

(1)「住民票記載事項証明書」を用意する場合の注意点

ア．次頁を印刷後、必要事項を記入のうえ、居住地の市（区）役所・町村役場で証明を受けること。
イ．次頁に記載されている注意事項をよく読み、市（区）役所・町村役場の指示に従うこと。

(2)「住民票」を用意する場合の注意点

ア．必ず“本籍地の記載有”かつ“マイナンバー（個人番号）の記載無”のものを用意すること。
イ．国籍が日本以外の方は、“国籍の記載有”のものを用意すること。

【問い合わせ先】　事務取扱時間：8:50～17:30（平日のみ）
＜教育・看護学部＞羽島キャンパス　羽島学生課
TEL：058-279-6736　メール：h-gakusei@shotoku.ac.jp
＜経済情報・人文学部＞岐阜キャンパス　岐阜学生課
TEL：058-278-4189　メール：g-gakusei@shotoku.ac.jp
※メールでお問い合わせされる際は、受験番号と名前を記載してください。